

検疫所

輸入食品の監視と外航船舶、 航空機の検疫で国民の健康を守る

輸入食品監視業務

食品衛生法に基づき、販売等を目的として輸入する食品、添加物等については、全て届出がされます。届出について、日本の基準に適合しているかどうか審査し、必要に応じて検査を行っています。

検疫衛生業務

国内に常在しない感染症が海外から侵入することを防止するため、海外から来航する船舶、航空機及びその乗組員、乗客に対して検疫を行い、必要に応じて病原体の検査を行い、患者を発見した場合には、隔離、消毒等の措置を講じています。

試験検査業務

輸入食品では、微生物検査と理化学検査があり、それぞれ病原微生物等の検査と残留農薬等の検査を実施しています。

検疫検査では、体温測定や、PCR等による遺伝子検査を行います。



東京検疫所 企画調整官

仲庭 裕司

NAKANIWA Hiroshi

経歴

昭和63年入省。大阪、神戸等の検疫所で勤務した後、厚生労働省本省、地方厚生局、文部科学省、横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター等で勤務。食品安全分野のJICA専門家としてベトナムに3年間派遣。令和3年より現職。

■ 印象に残っている仕事・人・できごと

新型コロナウイルス感染症発生時、特に横浜港にダイヤモンドプリンセス号が入港し検疫を行った際に、横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター勤務であり、PCR検査を一から立ち上げること、及びその後効率的に実施するための、人員・機材の配置に奔走しました。